

地域金融機関の職員様向けニュースレター

NEWS LETTER

2018.7. Vol.101

顧客相談 サポート通信

発行：◎行政書士 銚立 栄一朗事務所
〒167-0042 東京都杉並区西荻北 3-22-20-201
TEL 03-5311-0780 FAX 03-5311-0781

< 目次 >

- ・ごあいさつ
- ・サポート事例・・・『自宅を残すことを目的とした、父が残した借入金の借り換えを伴う相続手続きサポート』
- ・編集後記

ファイルに綴じて保存できます



行政書士 銚立 栄一朗事務所
Change & Revival 株式会社
代表 銚立 栄一朗

事業承継アドバイザー ECA
宅地建物取引士
ビジネス法務エキスパート◎

1974年生れ おひつじ座 B型
趣味：ランニング、フットサル

<ごあいさつ>

こんにちは、銚立です。

先月から、当社（Change & Revival株）の新しい試みとして、従業員10名以下のスモールビジネス・オーナーを対象にした勉強会を発足させました。

コンセプトは、ゆる～く飲みながらビジネスやマーケティングを勉強する会で、その名も、[飲みスタディ!]。毎回テーマを変えながら、楽しく、かつためになる勉強会を経営者仲間と一緒に開催しています。

ちなみに、次回8/8（水）のテーマは、「自社の情報発信力を身につける」。今後も月1開催を目指して、ゆる～く続けて行こうと思います。

詳しくはこちらから… ⇒ <http://hokodate-eiichilaw.com/study/>



<サポート事例>

『自宅を残すことを目的とした、父が残した借入金の借り換えを伴う相続手続きサポート』

親子で保険代理店を営んでいた池内様。

高齢のお父様（87歳）が抱えていた都市銀行の借入金1,400万円の処理についてお困りでいらっしゃいました。

借入金は、今はその銀行では取り扱いがない自宅を担保にした当座貸越ローンという商品で、もしお父様に相続が発生したら、一括で借入金を返済しなければならぬという契約になっていました。

自宅を第三者に売却することは避けたいとのことで、当初、当事務所には、自宅を親子間で売りたいと相談されました。

しかし、ご相談直後、お父様が体調不良のため急逝されてしまったため、自宅を残すことを目的とした、お父様の借入金の借り換えを伴う相続手続きサポートに舵を切りました。

当事務所では、池内様が自宅を相続して借入金を引き継ぐ内容で代償分割を伴う遺産分割協議書を作成したほか、取引先信用金庫への借り換え融資申し込みサポート、融資条件となる建物表示登記の変更手配、既存金融機関への一括繰上げ返済相談、登記担当司法書士の手配など、トータルで相続手続きをサポートさせていただきました。

<お客様の声>

つづき↓

＜サポート事例＞

■「私の知りたいことを一気に解消してくれた」
(練馬区 池内義之様 51歳)

—当初、どのようなことでお困りだったのですか？

父が残した都市銀行の借入金 1,400 万円をどうにかしたくて、いくつかの銀行、信用金庫にお金の都合をつけてもらいたいと相談したのですが、どこに聞いても、適切な助言をもらえませんでした。

ある銀行では、「家の価値を知りたいので路線価を調べてほしい」と言われました。

そんなこと言われても私には分からないじゃないですか。そこで、業者を紹介してほしい、と言

ったら、「自分で調べられるから」と言われてしまいました。向こうもやる気がなかったんでしょうね。

—何がきっかけで、当事務所のことを知りましたか？

父の年金の関係で取引のあった信用金庫に、ダメ元で相談してみたんです。そうしたら、担当の方が、銚立先生を紹介してくれました。

—何が決め手となって、業務を依頼しましたか？

私の知りたいことを一気に解消してくれたからです。初回の面談で、先生は、私の疑問をすべてクリアにしてくれました。

(当初の相談のテーマだった)家の親子間売買についての知識をくれただけでなく、父が亡くなって、テーマが相続に変わった後も、疑問点や不安点を解消してくれました。

—実際に業務を依頼されてみていかがでしたか？

私は本当に不自由なくできました。やはり、餅は餅屋というか、先生には色々なつながりもあるので、安心して手続きを進めることができました。

でも一番感じたのは、先生は、人が何を知りたいのか、謎を解いてくれる、というところですね。ほかに相談した銀行などでは、私の知りたいことについて何も答えてくれませんでしたから。

それと、ありがたいと思ったのは、すぐに経過の連絡をくれることでした。それは人柄というか、マメさというか。

専門家の手配にしても、単に仕事を振るのではなく、必要に応じて前後で連携してくれたのも助かりました。

—どんな人が当事務所の機能を活用すると良いと思いますか？

先生の強みの一つは、オールラウンドに知識がある、ということだと思います。

身内が亡くなったときなど、いきなり弁護士に相談するのではなく、まずは銚立先生に相談すれば、色々な助言を受けられると思います。

＜編集後記＞

最近、楽なものにハマっています。例えば、仕事用の黒の革製リュック。これは両手が空きますし、本当に楽。通勤時は、もう手提げのブリーフケースには戻れません。そして Apple の AirPods。iPhone で使うワイヤレスのイヤホンですが、コードがないのは本当に快適で、もう普通のイヤホンには戻れません。人間はやはり、本質的に楽をしたいと考える生き物なのでしょうね。

行政書士 銚立榮一朗事務所は、法律手続きの助言・提案・代行を通じ、お客様の“ハッピーな将来を実現する”お手伝いしております。

＜主要業務＞

■ 個人のお客様

遺産相続 遺言書作成 生前贈与 親族間売買
貸地・借地 家庭の資金繰りサポート 成年後見

■ 法人のお客様

会社・法人設立 営業許認可手続 資金調達・資金繰り
契約書作成 事業承継計画サポート 借入金整理

■ 中小企業向け 経営アドバイザー & 財産コンサルティング

◎職員様向け研修会、顧客向け無料相談会・セミナー等の講師についてもお気軽にご相談ください。

- 財産の問題で困っているお客様がいる
- 経営の問題で困っているお客様がいる
- お客様の問題を解決して、融資につなげたい

お気軽にご連絡ください!

行政書士
銚立榮一朗事務所
HOKODATE EIICHI LAW OFFICE
Change&Revival 株式会社
宅地建物取引業免許 東京都知事 (2) 第 94647 号

〒167-0042 東京都杉並区西荻北 3-22-20-201

TEL 03-5311-0780 (9:00~20:00 土日祝休) FAX 03-5311-0781

ホームページ <http://www.hokodate-jimusyo.com> >> **銚立 事務所** **検索**

WEBからも、本紙を見ることができます。

詳しくはこちら →



または、「サポート通信オンライン」で検索
<http://www.hokodate-jimusyo.com/news>

* 異動の際は、お手数ですが当事務所までご一報ください!